

華誠の法務ニュースレター

2021年12月 第24号

華誠の動向

デジタルシティの建設に助力——華誠の助力でデータ製品「久事客流宝」が上海データ取引所で取引「第一弾」を成約

法律の動向

国务院国有資産監督管理委員会：中央企業による株式所有関係にないグループ外企業への担保提供を厳禁

知的財産権

国家知識産権局が「商標審査審理指南」を制定・公布

ネットワークセキュリティとデータ保護

国家インターネット情報弁公室が「ネットワークデータセキュリティ管理条例」について意見募集

銀行と金融

国家外貨管理局が「外貨市場取引行為規範ガイド」を発行

市場監督管理

市場監督管理総局が市場監督管理行政処罰案件の違法所得認定を規範化へ

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は400名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの栄誉を獲得しました。

華誠法律事務所の紹介

華誠法律事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers and Partners、The Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀法律事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所:

上海市徐匯区長楽路 989 号世紀商貿広場 26 階
郵便番号: 200031
電話: (86-21) 5292-1111; (86-21) 6350-0777
ファックス: (86-21) 5292-1001; (86-21) 6272-6366
E-mail: mail@watsonband.com;
mailip@watsonband.com
Web サイト: www.watsonband.com

北京事務所:

北京市東城区朝陽門北大街 8 号富華ビル D ブロック 5C
郵便番号: 100027
電話: (86-10) 66256025
ファックス: (86-10) 6445-2797
E-mail: beijing@watsonband.com
mailip@watsonband.com

ハルビン事務所:

ハルビン市道里区西八道街 37 号馬迪尔ビル 18 階 A2 室
郵便番号: 150010
電話: (86-451) 8457-3032
ファックス: (86-451) 8457-3032

甘肅事務所:

甘肅省蘭州市雁南路 279 号 208 室
郵便番号: 730000
E-mail: gansu@watsonband.com

煙台事務所:

山東省煙台市芝罘区通世南路東和科技園 B3-703 室 丁:
264000
電話: 0535-2118687
E-mail: gansu@watsonband.com

広州事務所:

広州市天河区華夏路 30 号富力盈通ビル 3708 室
電話: 020-85647039
E-mail: xuefeng.xie@watson-band.com.cn

鄭州事務所:

鄭州市鄭東新区金水東路楷林 IFC、A 座 12B 階
電話: 0371-86569881

蘇州事務所:

蘇州ハイテク産業開發区科学技術パーク学森路 9 号 5 棟
507 室
電話: 0512-68431110

成都事務所:

成都市高新区天府大道北段 1199 号成都銀泰中心 3 号館 22 階 2203、2204
電話: +86-13398190635



今期の内容

華誠の動向

デジタルシティの建設に助力—華誠の助力でデータ製品「久事客流宝」が上海データ取引所で取引「第一弾」を成約……………4

法律の動向

国务院国有資産監督管理委員会：中央企業による株式所有関係にないグループ外企業への担保提供を厳禁……………5

知的財産権

国家知識産権局が「商標審査審理指南」を制定・公布……………6

国家知識産権局が「特許権質権設定登記弁法」を修正・公布……………6

ネットワークセキュリティとデータ保護

国家インターネット情報弁公室が「ネットワークデータセキュリティ管理条例」について意見募集……………7

工業・情報化部が「『十四五』ビッグデータ産業発展計画」を発行……………7

銀行と金融

国家外貨管理局が「外貨市場取引行為規範ガイド」を発行……………8

国家外貨管理局が「外貨管理行政過料裁量弁法」を公布……………8

市場監督管理

市場監督管理総局が市場監督管理行政処罰案件の違法所得認定を規範化へ……………9

国家市場監督管理総局が「インターネットプラットフォーム分類等級区分指南」などについて意見募集……………9

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

デジタルシティの建設に助力——華誠の助力でデータ製品「久事客流宝」が上海データ取引所で取引「第一弾」を成約

2021年11月25日、上海デジタル交易所設立式&2021年上海グローバルデータエコシステム大会が上海で開催された。同日、上海データ取引所に出品したデータ製品は計20件あり、大きく分けて金融、交通、通信などの8種類に及んだ。このうち、久事集団傘下の上海公共交通卡股份有限公司がリリースしたデータ製品「久事客流宝」の出品がつつがなく行われ、初取引を完了した。

華誠律師事務所は上海公共交通卡股份有限公司からの依頼を受け、データ製品「久事客流宝」の上海データ取引所への出品における法的なコンプライアンス性について評価を行った。華誠のデータ法律サービスチームはデータ製品「久事客流宝」に対し、データソースの合法性、取引可能性および流通の安全性などの面から分析と論証を行い、データ製品の出品のコンプライアンス性について法的評価意見を提供し、「久事客流宝」がつつがなく出品されるよう見守った。本プロジェクトは華誠のシニアパートナーである高富平教授が率い、主にパートナー弁護士の高月琴、弁護士の何鑫、李思遠が運営した。

上海公共交通卡股份有限公司は1999年5月25日に設立された、上海市の交通カード、滬通カード、観光カードのシステム構築、運営、決済および公共交通情報サービスを主な業務とする公共サービス系企業である。今回のデータ製品「久事客流宝」の出品は、都市計画の最適化、スマートシティの構築への助力となる。

データ分野における法律法規、立法の考え方と司法実務の状況に対する正確な把握と長期にわたる深い研鑽により、華誠律師事務所のデータ法律サービスチームは金融機関、医療機関、インターネット企業、公共事業機関、政府機関などへの全方位型の法律サービスの提供に注力しており、提供しているサービスには、プライバシーポリシーやユーザー規約のコンプライアンス、データ製品の開発とコンプライアンス、データ製品の取引、データ業務のコンサルティング、データに係る訴訟、並びにリスク・インシデントへの対応処置が含まれているが、これらに限らない。



国務院国有資産監督管理委員会：中央企業による株式所有関係にないグループ外企業への担保提供を厳禁



11月22日、国務院国有資産監督管理委員会は「中央企業金融保証管理業務の強化に関する通知」（以下、「通知」という）を公布した。

「通知」では、金融保証管理制度の完備、金融保証の予算管理の強化、金融保証対象の厳格な制限、金融保証規模の厳格なコントロールなど8つの面から規範化が行われた。「通知」では次のことを強調している。中央企業が持分関係にないグループ外企業にいかなる形式の担保を提供することも厳禁し、再編又は破産清算手続に入り、債務超過し、連続3年及びそれ以上損失を計上し、かつ経営の純キャッ

シュフローがマイナスである等の経営持続能力を備えていない子企業又は資本参加企業に担保を提供してはならず、金融子会社に担保を提供してはならず、直接持分関係にないグループ内の子会社間で相互保証をしてはならず、以上の3つの状況が確かに客観的状況により担保の提供を必要とし、かつリスクコントロールが可能である場合には、グループ取締役会の審査許可を得る必要がある。

国務院国有資産監督管理委員会 より

国家知識産権局が「商標審査審理指南」を制定・公布

11月23日、国家知識産権局は「商標審査審理指南」（以下、「指南」という）を公布し、2022年1月1日から施行する。

「指南」には上編、下編が含まれており、それぞれ方式審査及び事務業務と商標審査審理を規範化している。このうち、商標審査審理編には、使用を目的としない悪意ある商標の登録出願の審査審理、商標としてはならない標識の審査審理、商標の顕著な特徴の審査審理、商標の同一類似の審査審理、立体商標の審査審理等の内容が含まれている。「使用を目的としない悪意ある商標の登録出願の審査審理」を例として、「指南」には法的根拠、解釈、適用要件、考慮要素、適用状況、典型的事例等が明記されており、商標審査審理の各段階における法律適用の統一性及び基準執行の一致性を保障することを目的としている。

国家知識産権局 より

華誠は、知的財産権の業務分野において業界での先進的な地位に立ち、豊かな経験を有しています。最も早く涉外特許の代理資格を獲得した知的財産権サービス機関の一つとして、華誠の知的財産権業務は、商標、特許、著作権、及び各種の新しいタイプの知的財産権の代理とコンサルティング業務、権利行使・訴訟業務、及び商事知的財産権法律業務などをカバーしています。

華誠がご提供しているサービスには、主に次のことが含まれています。

- 知的財産権代理及びコンサルティング業務
- 知的財産権の権利行使及び訴訟業務
- 商事知的財産権法律業務

国家知識産権局が「特許権質権設定登記弁法」を修正・公布

11月17日、国家知識産権局は「特許権質権設定登記弁法（2011年版）」（以下、「弁法」という）を公布し、公布日から施行された。

「弁法」では第6条、第7条、第10条などの複数の条項について比較的重要な実質的修正があり、その他の関連条項は順序の調整、内容の簡素化、表現方法の規範化などの理由で文字修正を行った。主な条項の修正内容は次の通りである。1、承諾方式による質権設定登記手続の推進。2、登記を行わない状況の減少。3、登録審査期間の短縮。4、登録関連サービスの最適化。そのうち、「弁法」では、当事者が承諾方式で特許権質権設定登記の関連手続を行うことを選択することができ、当事者が関連の承諾書を提出する場合、身分証明、変更証明、取消証明などの証明資料を提出する必要がないことや、国家知識産権局は事中・事後の監督管理を強化し、虚偽の承諾をした場合、関連規定に基づき信用喪失の懲戒措置を講じることを明確にしている。

国家知識産権局 より

ネットワークセキュリティ とデータ保護

国家インターネット情報弁公室が「ネットワークデータセキュリティ管理条例」について意見募集

11月15日、国家インターネット情報弁公室は「ネットワークデータセキュリティ管理条例（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を出し、社会に向けて意見を求めた。意見のフィードバックは既に締切りとなっている。

「意見募集稿」では、国がデータ分類等級別保護制度を構築し、データが国家の安全、公共の利益又は個人、組織の合法的権益に与える影響及び重要度に基づき、データを一般データ、重要データ、コアデータに分け、異なるレベルのデータには異なる保護措置を講じると規定している。国は個人情報と重要データを重点的に保護し、コアデータを厳格に保護する。「意見募集稿」では、データ処理者がバイオメトリクスを利用して個人の身分認証を行う場合、必要性、安全性についてリスク評価を行わなければならない、顔、歩行、指紋、虹彩、声紋などのバイオメトリクスを唯一の個人身分認証方式としてはならず、個人がその個人のバイオメトリクス情報の収集に同意するよう強制してはならないことをさらに明確にしている。

国家インターネット情報弁公室 より



工業・情報化部が「『十四五』ビッグデータ産業発展計画」を発行

11月30日、工業・情報化部が「『十四五』ビッグデータ産業発展計画」（以下、「計画」という）を発行した。

「計画」は「十三五」計画のビッグデータ産業に関する定義と内包の継続をベースに、データエレメントの価値をさらに強調している。「計画」は全体的に5章に分かれており、具体的な内容には6つの重点任務、6つの特別行動、6つの保障措置が含まれている。そのうち、6つの重点任務は次の通りである。1、データエレメント市場の育成を加速する。2、ビッグデータの特性の優位性を発揮する。3、産業発展の基礎を固める。4、安定した高効率な産業チェーンを構築する。5、繁栄し秩序立った産業生態を構築する。6、データ安全保障の防御線をしっかりと構築する。「計画」では、データエレメントの価値の評価、交換と分配の全過程を中心に、データの価値体系の構築、エレメント市場の規則の健全化、データエレメント配置の役割の向上に力を入れ、データエレメントの市場化の配置を推進している。

工業・情報化部 より

国家外貨管理局が「外貨市場取引行為規範ガイド」を発行

12月6日、国家外貨管理局は「外貨市場取引行為規範ガイド」（以下、「ガイド」という）を発行し、2022年1月1日から施行する。

「ガイド」は、外貨市場の誠実、公平で秩序ある効率的な運営の促進を目的としている。その主な内容は以下の通りである。1、銀行間市場と対顧客の店頭市場に適用する。2、規範化対象には外貨市場に参入している各当事者が含まれ、外貨取引に従事する機関だけでなく、中国外貨取引センター、銀行間市場清算所股份有限公司、為替取扱会社なども含まれる。3、外貨市場の取引行為を重点的に規範化し、核心の内容は取引管理と情報管理である。4、銀行等の金融機関が店頭にて対顧客で行う外貨取引に1年の過渡期を設定する。

国家外貨管理局 より

国家外貨管理局が「外貨管理行政過料裁量弁法」を公布

11月8日、国家外貨管理局は「外貨管理行政過料裁量弁法」（以下、「弁法」という）を公布し、公布日から施行された。

「弁法」は4章18条であり、外貨管理行政過料で斟酌する情状及び過料の幅を細分化した。「弁法」によれば、行政機関がまだ把握していない違法行為を自発的に供述した場合、又は行政機関による違法行為の取締りに協力して功績を挙げた場合、軽い行政処罰にする又は行政処罰を軽減しなければならない。「弁法」では、金融機関の取締役、監査役、上級管理職及びその他の直接責任者が不法な利益を獲得することを目的として故意に規定に違反した場合、又は脅迫、結託、教唆などの行為を通じて、その他の主体の規定違反を促した場合、金融機関を処罰すると同時に、その金融機関の直接責任を負う取締役、監査役、上級管理職及びその他の直接責任者に警告を与え、5万元以上50万元以下の過料を科す。



国家外貨管理局 より

市場監督管理総局が市場監督管理行政処罰案件の違法所得認定を規範化へ

12月7日、国家市場監督管理総局は「市場監督管理行政処罰案件違法所得認定弁法（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を起草し、社会に向けて意見を求めており、意見フィードバックの締切は2022年1月5日までとなっている。

「意見募集稿」の主な内容は次の通りである。1、違法所得の関連概念及び計算の基本方式を明確にした。2、違法所得の控除状況を明確にした。3、違法所得を正確に計算することが困難な状況の処理を明確にした。そのうち、「意見募集稿」では当事者の権利保障と法執行実務の必要性に配慮して、控除する必要支出を第5条で列挙し、かつ当事者の挙証責任を規定している。また、違法行為の情状の軽重と危害の程度を考慮して、第6条では控除しない例外状況について規定している。第7条と第8条では、それぞれ税金と費用の控除原則と当事者が既に法により返還された金額の計算の問題を明確にしている。

国家市場監督管理総局 より

国家市場監督管理総局が「インターネットプラットフォーム分類等級区分指南」などについて意見募集

11月1日、国家市場監督管理総局は「インターネットプラットフォーム分類等級区分指南（意見募集稿）」と「インターネットプラットフォーム主体責任実行指南（意見募集稿）」を起草し、社会に向けて意見を求めた。意見のフィードバックは既に締切りとなっている。

「インターネットプラットフォーム分類等級区分指南（意見募集稿）」では、プラットフォームの接続対象と主要機能に基づき、プラットフォームをインターネット販売類プラットフォーム、生活サービス類プラットフォームなど6種類に分けることを打ち出している。ユーザーの規模、業務の種類及び制限能力などを総合的に考慮し、インターネットプラットフォームをスーパープラットフォーム、大型プラットフォーム、中小プラットフォームに分けることができる。「インターネットプラットフォーム主体責任実行指南（意見募集稿）」は、公平な競争の模範、平等なガバナンス、エコシステムの開放、独占禁止など34の面から要求を出している。そのうち、公平な競争の模範の面では、超大型プラットフォームの経営者がプラットフォーム内の経営者と公平な競争を行う際に、正当な理由なく、プラットフォーム内の経営者及びそのユーザーがプラットフォームのサービスを利用する際に生成又は提供した非公開データを使用しないよう求めている。

国家市場監督管理総局 より